

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷七十第

行發日一月七年二十正大

論叢

賣上税の缺點 法學博士 神戶 正雄
 私經營統計概論 法學博士 財部 靜治
 文化的認識と歴史的認識 法學士 恒藤 恭

時論

農村問題と其の救済策 法學博士 河田 嗣郎

說苑

『諸國民の富』のダブリン版に就て 法學博士 河上 肇
 歴史派經濟學發達の徑路 法學士 山口 正太郎
 公娼の前借金に就て 經濟學士 岡崎 文規
 中世末期に於ける村落の結合を論ず 牧野 信之助

雜錄

米國の新關税法に就て 法學士 高橋 康順
 新マルサス主義英語通俗書解題 理學士 山本 宣治
 アダム・スミス生誕二百年記念會記事 委員

時論

農村問題と其の救済策(上)

河田 嗣 郎

一 農村問題の分析

我國現時の農村問題は全體に於て二つの大いなる問題から成立つて居る。一は農業業務に關する問題で他は農村生活に關する問題である。前者は固より經濟的問題たるに外ならぬけれども同時に又多少社會問題としての含蓄をも有つて居る。そして後者は社會問題としての意義と一般文化問題としての意義とを兼ね備へ、從てかなり複雑な内容を有する。されば少し言葉を換へて謂へば、我國現今の農村問題は、經濟問題と社會問題と一般文化問題とから成立ち、其等は農業業務と農村生活とに跨つて問題として構成されて居ることが出来る。

そこで先づ農業業務に關する問題から入つて、次に農村生活に關する問題に及びて論究して見たいと思ふが、農業業務に關する問題も亦更に二方面の問題から成立つて居るのを見遁すことが

出來ぬ。即ち業務の組織に關する問題と、業務の運命に關する問題と之であつて、前者は謂はゞ農業業務の内部に於ける問題であり、後者は業務全體としての問題たり、従て後者は獨り農業業務だけを見ても問題の意義は出來上ると同時に、又他の産業即ち例へば工業や商業に對する比較に於ても、問題の意義は出來上る。

そこで試に農業業務の内部に於ける問題の主要なるものを謂へば、農業の企業經營に關する問題就中特に農業勞働に關する問題は、當今我國に於ても、最も重要で然かも困難な問題となり、彼の小作問題の如きは、之を企業經營の上から見ても、又之を小作人を勞働者として考へたる上から見ても、最も緊急難解の問題たらざるを得ない。併し又それと並むで雇傭勞働に關する問題も存在し、とかく甚だ面倒なる關係に在る。然るに次に農業業務全體の問題として當今喧唱せられるものは、例へば米價問題や農業租稅輕減問題やの如き之であり、特に最も重大なるは農業疲弊の一般問題である。

總べて右の如く、現今農村問題と稱せらるゝものは、農業業務に關して已に甚だ複雑なる内容を有する所へ持て來て、更に農村生活に關する問題が、思想の上からと文化的設備の上からと、生活の實際状態の上からと、色々込入つた内容を含むで附け加はつて來るものだから、全體としての農村問題は彌が上にも複雑錯綜せるものとなり、従て之が解決策は十分思切つた有効徹底の

ものたらざる限り、多く時情の困難を救ふに足らず、所謂農村振興の事業は謂ふに易けれども、十分其の効果を擧げんこと、蓋し容易に望み難き所たらざるを得ない。

二 労働の供給状態と賃金關係

今進んで農村問題の各方面を窺ふに當り先づ其の農業といふ業務に關する問題を叩き、最初に農業業務内部の問題に就いて攷ふるに、之は前に示したやうに、現今の實狀に於ては、労働に關する問題と小作に關する問題を以て其の主要なるものとする。

農業に於ける労働に關する問題は、之を企業家側より觀るのと、労働者側より觀るのとに依て多少意義を異にし、企業家側より見れば、労働使用上に於ける困難が問題の内容を形造り、労働者側より見れば、農業賃金の少額なることが問題の中核を形造る。

農業の企業經營を爲す者に於て、現今農業労働の使用上に大いなる困難を感じ、その爲めに經營の立行難きにまで至らんとしつゝある狀況は、歐洲の國々に在つてはかなり著明なものだが、我國に於ては近時多少其の傾向こそあれ、又地方々々に於ては其の狀況の顯著なる所こそあれ、之を一般的に謂へばまだ餘り甚しき程度にまで進むで居るとはいへぬ。そして其の困難といふは、近時農村人口の外國移住や都市移住の傾向の段々甚しくなれる結果として、農業労働者特に

雇傭労働者が減少して、經營者は經營上之を必要とするだけの數の労働者を雇傭し使用し得ざるごとく、一つには又近時農村に於ける人々の一般的に農業を嫌避する所から農業業務上に於ける労働者の技倆が段々に低下し、經營者は十分に熟練なる労働者を得るに難きことゝに存する。即ち農業労働者が近年著しく其數に於て減少し同時に又其質に於て低下し、農業經營上に必要とするだけの労働をば其數と質との上に於て得るに難しといふ事情之である。

然し私は此の事情に就ては曩に本誌上に之を論じ、拙著『農業労働と小作制』中に稍々詳細なる説明を試みて置たから、茲にはたゞ此の事情は將來はいざ知らず當今我國の問題としては、まだ歐洲諸國に於けるほど困難な一般の問題となつて居らぬことを一言する處止めて置く。けれども忘るべからざることは、我國に在つても、農業労働者の質の低下といふ事實は、近年漸次其勢を増さんとしつゝあるやうだから、之が救済方法に就いては、今後十分の注意と施設とを要するものあることである。即ちそれが爲めには農村に於ける技術教育の普及獎勵の道を請じ農村の青年男女をして農業なるものに對する興味を持つに至らしむると同時に、新しき技術上の智識を實地に應用し樂むで勞務に服するやう其の習性を造り成すに注意が拂はれ施設が行はねばならぬ。すべて政策的な施設は、事弊が餘りに進むで最早救済すべからざるに至るに先つて行はねば有効たるを得ないから、我國今日の時期は、農村に對して斯かる施設を爲すに最も適切な時期

と謂はねばならぬ。

次に農業々務内部の問題として労働者側より之を觀たる賃金問題は、歐米と謂はず我國と謂はず、現今頗る困難なる現實の問題で、農村の労働者が農業を嫌ひ之を捨て、都會に向つて流出し、商工方面に於ける労働を求めて之に就かんとする傾向の顯著なるは、他にも色々の事情あつて然るものではあるけれども、農業勞賃が都會に於ける商工業や交通業などの勞賃に比して大分低いのを例とすることが、やはり其の有力なる一原因を爲すものたらざるを得ない。

現今一般的に農村に於ける賃金標準が都會の賃金標準よりも低きに居ることは、争ふべからざる事實である。尤も田舎に在つては貨幣賃金以外に實物勞賃の支給せらるる場合も少からず、たゞ貨幣賃金額だけを見て、都鄙勞賃の高下を謂ふわけには行かぬが、然し實物勞賃を考慮の中に入れて之を比較して見ても、田舎の勞賃標準が都會の勞賃標準より大分低きに居ることは、否定し難き事實なりとする。現時のやうな貨幣經濟の世の中に在つて、特に田舎に至るまで漸次十分に貨幣經濟の行涉つて來て居る現今に於ては、労働者が勞賃の多少を貨幣勞賃の多寡に依て判斷せんとする風あるは、如何ともし難い所である。然るに今農業勞賃が都會の勞賃に比し實質的にも低く特にその貨幣額に於て著しく劣つて居るに於ては、農村労働者が之が爲めに不平を抱くは、まことに無理からぬ所とせなければならぬ。

由來工業や鑛業などに於ける賃金に關する労働者の不平は、其の賃金額が物價標準から之を見、労働者の生活費に比較して低いといふことにも存する場合が少くないけれども、然しその主たる不平從て其間から生ずる爭議の如きは、勞賃が企業利得の分配たらず、企業家の利潤所得の大なるに比較して同じく其の企業に参加して働く労働者であり乍らその勞賃所得が頗る少く、獅子の分前と羊の分前との不公平の存するといふことを以て理由とする場合が多い。少くとも賃金に關する労働不安の理由を理窟の上から説明する場合には、利潤と勞賃との間に於ける分配上の不公平を以て其の理由とせなければならず、その意味に於ける比較の問題か、實に勞賃に關する困難である。然るに農業に在つては、勞賃の問題は雇主なる農業經營者の利得に對する比較から生ずる場合は少く、大抵は農村勞賃と都會勞賃との比較より生じ、分配問題としての意義を餘り多く含み有せざることは、此の問題に對して攷究を試むる者の十分に注意すべき所なりとする。

農業に在つては、元來その業務利得が全體として少いのだから、經營者たる者の得る所も、労働者の得る所も、共に少額で、前者の利得は商工業業者の利得に及ばず、又後者の所得は商工業者の賃金所得に及ばざる一般的狀態の存在すること、元來は農業々務を全體として觀て、商工業などとの比較から生ずる事柄だけれども、此の比較上の逕庭が、農業労働者をして常に不平ならざるを得ざらしめ、爲めに農業々務内部に於ける困難を發生せしむることとなる次第である。

然らば之が救済の爲めにすべき対策奈何にと見るに、元來賃金なるものは、生活費と密接な關係を有し、恰も普通の財の價格が生産費に依て制理せらるゝ如く、勞働者の生活費はその賃金に對して之が標準となり之を制理する働を有し、或意味に於て生活費が勞働の生産費に該當すると見得らるゝやうに、財の價格とその生産費との間に於ける關係同様の關係が右の意味に於て賃金と生活費との間に存するものなるからには、先づ其の所謂生活費なるものに就いて少しく致へて見なければならぬ。仍て之を致ふるに、由來田舎の生活費は都會の生活費に比して低安なりとせられ、そが低安なる爲めに之を標準とする農村勞賃は都會勞賃に比して低安なるは當然で、之れ洵に都鄙生活程度の相違より生ずる不可避の現象なりと考へられて居る。然らば今農村の勞働に従事する者の間に勞賃額の低きことに對する不平ありとせば、其の不平を醫する爲めには、田舎の生活程度と都會の生活程度との上に多くの差等なからしめ、其邊に於ても都鄙平均を圖る工夫をせなければならぬこととなる。

所が此の平均を圖る爲めには、田舎の生活程度を引上げて都會並たらしむべきか、それとも都會の生活標準を引下げて田舎並たらしむべきかと謂ふに、それはさう簡單には行きかねる。勿論簡單には行きかねるが、然し此れだけのことは謂ひ得られる。即ち農民なればとてたゞ農民たるが故に低き生活に甘んじ、都會の生活が如何に向上充實して益々文化的にならうとも、田舎の人

ばかりは、何時までも古き生活の型に倣つたなりで貧弱寒疎なる生活に甘んせなければならぬとふ理窟はないといふことである。世の中には動もすればそんな考が行はれ、百姓といふものは粗衣粗食に甘んずべきもので、百姓が贅澤を覺へたならそれこそ行詰であると信せられ、生活上都會の人々の之を爲して日常當然のことと考へられることも、田舎の人が之を爲せば直ちに百姓の癖に一概に非難せられるのを屢々見聞する次第だが、そんな一種の封建的な百姓身分觀の行はれて居ることは、農村の人々をして彌が上にも不満ならしむる所以とせなければならぬ。

此の意味に於ては田舎の生活程度をして今少しく高からしめ、現代の文明に適當せる程度の文化生活が田舎に於ても享受せられることとなるにあらずんば、農村勞動に従事する人々の如きも其の賃金は常に著しく都會賃金より低からざるを得ないで、其の不平の鎮まる機會はなく、つまり相率ゐて漸次に都會に向つて流れ出ることとなり、先に述べた勞動供給上の不足の状態を段々に助長するに至る外はない。

けれども亦一面から謂へば、現今都會に於ける生活は獨り勞動者階級といはず一般的に段々華美浮薄に流れ、外見の割合には内容の貧弱な、不健全で動もすれば病的な傾向を迎へんとしつつあるから、其の浮華を抑へて今少しく健實なものたらしめる工夫の凝らさるゝ必要は大いにある。斯くて即ち一面には都會の生活が多少浮薄な調子を抑へられると同時に、他面に於ては田舎

の生活程度が引上げられ、双方から近寄つて一般的なる生活の簡易化と合理化とが、社會を通じて行はれ、都鄙平均せる眞實の文化的生活が行はれることならば、それは洵に社會的に見て結構なことであり、賃金關係も之に依て都鄙平均を得る有力なる理由を見出し得ると思はれる。

尙ほ農業勞賃の安いことには、農業といふ業務が利廻の薄い業務である爲めに、高い賃金を支拂はんにも支拂ひ得ざる事情も其の理由を爲すを忘れてはならぬ。そしてそれは自ら米麥其他農産物の價格と關聯すること、つまり農業業務全體の境遇と併せて之を論究する外はない。

三 小作問題と其の解決策

上に論ずる所の外尙ほ農業業務の内部に於ける問題として、方今最も重きを爲す所のものは、謂ふ迄もなく小作問題である。我國に於ける小作問題の意義や其の重要さやに就いては、今更築説を用ゐないが、さて之に對する救済策として有効適切なるものを案出することは、實以て容易の業でない。

世には農村に於ける和衷協同的な精神の涵養に依り、特に地主の温情に依て此の問題は解決し得らるべしと考へて居る人々も少くないが、然しその所謂温情的解決策には自ら效力の限度があり、然かもその限度を以てしては、到底小作問題の根本的な解決の行はれ得べき見込のないのは

勿論のこと、やゝ十分といはるゝ程度の解決すら望み難い。即ち地主の温情に依る解決といへばその温情は固より種々の方面に露はれ得るけれども、主としてやはり小作料の低減を意味する。そして我國の現状に於て此の低減が地主側から進むで行はれんことは、社會的に最も望まじき所たるは言を俟たざる次第だが、さて實際に於て地主はどの程度まで小作料の低減を行ひ得るか、そして其の能く行ひ得る低減で以て小作人の満足を買ひ得るか。此所が實に問題の要點たるざるを得ない。

然るに之を實狀に照し鑑みるに、少數なる大地主は別として、我國現時の大多數の地主に於て果してよく十分なる小作料低減を行ひ得る餘力を其の經濟の上に有するであらうか。現今我國の農業は其の經營上に於ける全利得の頗る少い實狀に在ることは上にも一言した通りである。從て其の小作料収入の如きも之を地主の側からいへば其額比較的僅少で、其の僅少なる地代收益に依て一家の經濟を立て、居る中小多數の地主に至つては、ある限られたる程度までは小作料を低減し得やうけれども、餘り多くの低減を行ふに於ては、其の一家經濟は到底立行き難きに至る實狀にある。さなきだに現今農村の中産階級は、收入の割合に公課や子女の教育費や其他一體に支出上の負擔が多くて、中々生計の困難なる状態に在る。農村中産階級特に中小地主階級の衰亡といふことは、我國現時の一般的の狀況として、年と共に其の傾向の顯著ならんとする有様なりとする。

されば此等の人々は温情に依て小作料の減額を行はんにも、背に腹は替へらぬ苦境に在るのだから、所詮此道に依る小作問題の解決は、大いに望ありとするわけに行き兼ねる。社會的には、此の階級は寧ろ亡滅するを可とするかも知れぬけれども、その可否は又別問題で、小作問題の解決を地主の温情に待つとも、其の效果の自ら限定されたることだけは、誰しも之を認めなければならぬ。

又之を小作人の側から謂へば、小作料低減の要求は、一面には工業労働問題に於けると同じやうに、収益に對する分配の公平を得たいといふ要求でもあるけれども、同時に其の小作人としての收得額の多少といふことが最も重大な問題で、彼等は活さんが爲めに其の小作収益の相當に多大ならんことを要望する。分配の公平といふことゝ分たるゝ額の多いといふことゝは、固より關係したものはあるが、同じ事柄ではない。幾ら分配は公平に行はれても、小作人の得る所が其額に於て少くて、生活すら祿々行はれ難いやうであつては、小作人は到底安んじて其業を行ひ得るものでない。されば今地主が温情を以て小作料を低くして呉れたからとて、其の低減が随分思切つて行はれなくては、我國の現状では、以て小作人収益をして彼等の生活を安定せしむるには足らぬ。所がそんな思切つた低減を行つては中小地主が立行かぬことゝなる。

惟ふに工業労働問題に在つては、比較的多大なる収益に對して、労働者は羊の割前にのみ甘ん

する能はず、公平なる分配を要求する次第だから、分配が公平に行はるれば問題は大部分片づく筈である。然るに農業では元來少い収益のことだから、分配を幾ら公平にしても、地主も小作人も共に立行き難く、結局小作人が収益の全部を得ることゝなつた所で、その状態は即ち之れ自作農の状態に外ならず、その自作農民の現状を見れば、之亦實に生活すら困る者が多く、さほどでない者でも、洵に貧弱なる經濟を漸くに維持して行くだけの有様にある。されば此の小作料に關する問題も結局はやはり農業が業務として立行き難いといふ問題に關聯する次第で、業務内部に於ける問題が、業務全體の境遇や運命に關する問題と一緒になつてしまふ。

要するにそんな狀況だから、小作問題を地主の温情にのみ依頼して有效に解決する望はない。尙又温情なるものは、元來道德上のことだから、地主より進むで之を爲せば結構だが外部から之を強ゆべき性質のものではなく、まして國家の政策として其の實行を地主に要望するを得べきものでない。所が地主は自家の經濟と相談した上でなくては、温情を行ひたくも事實行ひ得ないのだから、そこで上に述べるやうな議論が成立たざるを得ざることゝなる。

所が又小作問題の解決策として、地主と小作人とで組合を組織し、その組合の事業として農業經營を行ひ、収益の分配は然るべき方法を以て地主と小作人との間に公平なる分配を圖らうとする意見が存する。そしてそれはたゞ意見たるに止らないで、多少は試験的に實行せられて居る所

もあるやうに傳へられて居る。けれども此の方法も亦十分なる解決策たるに足らざることは、そがやはり地主と小作人と相分れたるもの、寄合世帯たる點から見ても明かである。即ち此の方法に依て經營を試みた所で、いざ収益の分配といふ一段になれば、やはり地主側が何程の分配に與かり小作人側が何程の分配に與かるかといふ困難な問題が存續し、たゞ地主といひ小作人といふ名前の代りに、土地出資組合員と勞務出資組合といふ名前が生れるだけのこと、兩種出資者間に於ける分配の歩合を如何にするを以て正當とし公平とするかといふことの困難は、小作料と小作人収益との歩合を如何にするを以て正當として公平とするかの困難と選ぶ所がない。斯くては折角組合企業に改めて見た所で、一の形の上に表はれる困難と問題とをば、他の形の上に表はれしめるだけのことで、問題解決の方法としては何等意義を爲さざる次第なりとする。

そこで又或方面では、小作問題解決の爲めには、やはり地主と小作人とで以て一の組合的な團體を組織し、向ふ何年間に涉つて地主側と小作人側とより年々の収益中一定額宛を割いて其の團體に拂込み、其の拂込の額は地主側に多くし小作人側に少くするやうな一定の割合を組合契約的に約定することとし、斯くて團體は拂込まるゝ年々の掛金を積立て利殖し、その額がそれから生ずる利子で以て従來の小作料を支拂ひ得る額に達すれば、其時拂込は終了することゝなると同時に、小作人は其後は自ら小作料を支拂ふことなくして團體より地主に對して之を支拂ひ、積立金

の利子が之に充當せられること、せんとする計畫を立て居る所もある。此の方法も思付は大變面白いがたゞ欠典は、拂込積立金が其の利子で以て小作料支辨を爲し得る額に達せん爲めには、比較的多額ならざるべからざる所から、年々の拂込を小作人のよく負擔し得る程度に止めて置けば其の拂込年数が長くかつつて小作問題解決策として急の間に合はず、然かも長年月かつつて遣つて居る間には事情が變化して團體の維持の困難になる恐のあること、次には利子歩合は年々低減する傾向を有するもので、經濟一般の狀態が進歩し、社會生活が發達すればするに連れて利子歩合の低減するは、利子本來の性質から之を見て當然のことであるのに、地代の方は其の反對に經濟の發達と共に増加する性質を有するものたること、地代の理論の之を示す通りだから、今此の計畫の如くせんとせば、其の利子歩合も地代も共に組合契約締結當時のまゝに之を固定する外に道なく、之を固定せしむれば、組合は遞減する傾向を有する利子収入を以て、遞増する傾向を有する地代を小作料として支拂はねばならぬ困難に陥り、到底計畫の實行され能はぬこととなることである。此の第二の欠典は理論的の困難だが、其の理論は實地に發顯すべきものなのだから、實に計畫そのもの、大弱點たらざるを得ない。それに又地主は果して永久に涉つて地代収入の固定を肯すべきや、將來土地の改良は何人が其の費用を負擔して之を行ふべきや、地主も小作人も將來一般利率低下の爲めに積立金の利子で小作料の支拂へなくなつた際に追拂として掛金拂

込を行つて利率の低下を平均するだけの積立金増加を爲すを肯んすべきや。此等の諸點を考へると、此の方法も亦小作問題解決策としては決して根本的のものであり得ない。又有効なるものたるを得ないで、恐らくは其の組合團體が効能を發揮し得る前に、團體は潰れてしまふであらう。なせならば、積立金が其の利子で小作料支拂を爲し得るに至る時期の到來する迄は、組合員は積極的に何等の利益に浴することなく、却つて地主側も小作人側も掛金拂込といふ餘分の負擔を忍ばなければならぬからである。かゝる貯蓄的積立講に類したものの、永續の困難なるは、保險加入者に中途脱退者の多い事實に照しても想像し得られる。

四 自作農制定と土地國有制と

右等の外尙ほ小作問題解決策と考へらるゝものは幾らもあらうが、總て此種の方策は方策としてこそ多少面目を異にすれ、其の效果に於ては殆んど相似たやうなものたらざるを得ない。何れも帶に短かし禪に長しの類である。そこで小作問題解決策としては、どうしても根本的に小作制度そのもの、改廢を行ふ外はないこととなる。即ち小作問題を根本的に救治せん爲めには、世に今日の如き意味に於ける小作制——詳言すれば私的所有地の上に於ける賃貸借契約としこの小作契約により、或私人が他人の所有する土地の上に農業を行ふ制度をのもの、世に存在すること

なからしむる道を講ずる外に、有效なる方策とはない。然らば此の根本策は如何にして行はれるかといふに、それは現在の小作人をして引續き農業に従事する限り悉く之を化して土地所有者たらしめ、之に依て苟も農業の經營を爲すものは悉く自作經營者たらしめるか、さなくば國內の土地を悉く國家の所有に歸せしめ、農業の經營を爲す者は何人も皆國有地を借用經營する者たらしむるか、此の二つの道の何れかに依て行はれ得る。換言すれば國內一律に自作農制を布くか、然らざれば一般的に土地(少くとも農地)國有制を行ふか、二者何れかの道を選び行ふことである。そして此の二方策は何れも根本的のものであつて、然かも一見した所では兩者頗る趣を異にし、其の主旨に於て正に相反する如くに見へるけれども、實際その行はれたる上の状態に於ては、共に歸趣を同うし、たゞ名義が異つて實質は同一様なる状態に歸着する。

即ち大化の古に歸つて土地國有制が行はれたならば、私人や私法人は土地の所有を爲し得ないから、地主なるものは勿論無くなり、苟も農業耕作を行はんとする者は、何人でも國有地を借りて之を使用する外はなくなり、農耕業者は今の言葉で之を謂へば悉く國家の小作人となつてしまふ次第で、彼等は土地の使用權をこそ獲れ、其の處分權は悉く國家に歸し、斯くて現時のやうな私人關係としての地主と小作人との關係は廢滅に歸し、各農業者の國家に對して支拂ふべき土地の使用料は、其中に今の小作料たる性質のものをも固より包含するけれども、其の以外に手數料

たり租税たる性質のものも包含さるゝこととなり、兎も角、其の場合國家と借地人との關係は、今の地主と小作人との關係では全然なくなり、茲に現時の小作問題なるものは、根本的に消滅することとなる。其の場合若し新たに國家と借地人との間に何等かの問題が発生することありとするも、それは今日の小作問題とは全く意義性質を異にするものとなつてしまふ。

そして此の國有制の下に於ても小作問題の根本的解決を爲さん爲めには、國有農地は自ら之を耕作使用する者でなくては借用するを得ざるものと爲すを必要とすると同時に、借用せる國有農地を他人に轉貸したり、借用權を賣買讓渡したりすることは、一切禁止さるゝを必要とする。此の制限を伴つた國有制であるならば、それが小作問題の根本解決方策たるに足るや疑なき所である。

然るに若し右の方策と道を異にして一般的自作農制が實現勵行せらるゝものとして考ふるに、之を以て小作問題の根本的解決策たらしめん爲めには、たゞ小作人に土地の所有を獲さすといふだけでは問題の解決にはならぬ。獲させた土地に對しては、其の所有者の自由なる處分權を制限し、其の農地としての貸借を禁止せなければ、一と度自作農となつた従前の小作人は又何等かの理由や事情の下に再び土地を他人に貸すか、又は自らの所有地は之を失つて他人の土地の小作することとなり得るのみならず、又新たに他の方面から出て來て小作人となる農民も生じて、折角今の小作人を化して悉く自作農民たらしめても、何年かの後には又新たに小作農業が廣く行

はれることゝならざるを得ない。

けれども右の如き處分權の制限さへ附けて置けば、自作農制定の方法も亦小作問題解決方法としてたしかに有効の方策たるを否み難く、つまり此に依つて現時の小作制度なるものは其影を消すことゝなつてしまふのである。所が斯かる制限が所有地の權利上に附着して居る限り、斯かる土地を所有する農業者の實際に享受する權利は、其の内容と効力とに於ては、殆んど多く農地國有制の下に農地の用益權を享受する農民の有する權利と選ぶ所がない。たゞ一方は土地が國家のもので個人は之を借用したるに過ぎぬに反して、他方は土地が自己のものだと謂ひ得る點に於て相違するけれども、之はたゞ名義上のことで、自分のものでも之を賃貸することが出來なければ、其の用益は自ら之を行ふ外なく、自ら之を用益する分ならば國有地を借りて用ゐても事足り、經濟的に見たる實効刀に至つては両有間に殆んど多くの差がない。此の意味に於て兩方法は道は違へど其の歸趣に於て多く異なる所なして考へ得られる。

五 實行方策私議

尙ほ進むで右等の根本方策たる自作農制定と土地國有制とに就いて、少しく其の實行方法に就いて攷究を要する諸點を叩いて見ることをする。

先づ自作農制定に在つては、小作人をして其の小作地を漸次買収せしめて、自作農たらしめんとすることが眼目を爲して居る。而して之を爲す方法としては、英國の小農地制定の方法や獨逸の國內植民の方法やに倣つて、地主より土地を買収し、適當の大きさのものならば其儘に、一農地として面積大に失するものは之を適當の大きさに區分して、小作人や農業労働者やに買得せしめ、其の賣買の仲介を爲す爲めに適當の機關を設けて、庶務上のこと、金融上のこと、を司らしむるのが、普通に考へられる所である。そして其の機關は一機關にして右両方面の事務を兼ね行ふものたらしむるもよからうし、又庶務的事とは之を公共團體の任務と爲し、金融方面のことは之を特殊銀行をして行はしめるもよからうし、其邊は如何やうにも組織を定め得るであらう。

此事よりもつと重要な點は、自作農制定の爲めにする土地買収には、色々の困難の伴ふこと之であつて、就中土地の價格の算定には最も大なる困難の附隨するを思はなくてはならぬ。

元來農地には收益價格と賣買價格とがあつて、前者は謂はゞ農地の正常價格なり、後者は其の市場價格である。そして兩者は一致するのが最も合理的な状態だが、現在の實狀に在つては此の兩者は一致せざるばかりではなく、甚しき懸隔の其間に存するを見る。謂ふ迄もなく收益價格に對して賣買價格が高過ぎるのである。所が今自作農制定の爲めに、公共機關が農地を買収するに當つては、其の買収價格は兩者その何れに據るべきであるか。之に就いては何れに據るものとし

てもその正當なる理由あると同時に、又之に伴ふ欠典あるを免れぬ。若し収益を標準として割出さるゝ價格が農地としては正常的な價格だからといふ理由で之を標準として買收價格を定むべきものとするならば、その理由だけは正當な理由なれども、それでは土地の所有者は之を他に賣れば市場價格を標準として取引が行はれるのに、之を公共機關に賣る爲めに収益價格を標準とせなければならず、然かもその収益價格は普通の賣買價格よりもずつと低い爲めに、其の賣買に依て地主は普通に得べき代價を得る能はず、その差額だけは理由なくして損失せなければならぬとして、之に反對し不平を抱くであらう。さればとて公共機關が普通の賣買價格を標準として買收價格を定めることゝなせば、それが収益上の探算より生ずる價格以上に甚だ高き實狀に在る爲めに、其の價格で土地の希望者たる小作人や勞働者に賣渡されては、買得者は其の土地を使用して農業經營を行ふとも到底業務が引合はず、土地を買取つて自作人となる爲めに、却つて其の一家經濟上に困難を生じ終には破産に瀕するに至るをも避け難い。即ち兩者何れに據るにしても一得一失で、自作農制定の事業には、此所に大ひなる障礙がある。

だから之はごうも比較的理に叶つて然かも同時に比較的便宜な方法で行くより仕方がない。その方法としては、やはり買收價格は之を賣買市場に於ける普通の價格と思はれるものに據ることとし、その所謂市價なるものを見定むるに就いては、例へば評價委員でも設けて、其の公平なる

鑑査に依り、例へば既往何年間かに於ける賣買價格の平均と見出し、その算出される價格の何掛かを以て買收價格とするといふ風に遣る外はない。即ち斯くして成るべく買收せらるゝ土地の所有者に不當の損失を被つたと思はすことなからしむると同時に、又之をして不當に利得する機會をも得ざらしめ、謂はゞ公平で正當と思ひ得られる價格で買收することとする次第である。そして其の買收代金の支拂は公債を以てするか、然らざれば取扱特殊銀行の發行する債券を以てすること、英獨の實例の如くするを可とするであらう。

然るに其の農地を買取つて自作農とならんとする者に對する賣渡價格に至つては、彼等元來普通の賣買價格でならば其地を買取らんと欲する者ではなく、又その資力をも備へざるが大多數なのだから、之を市場賣買價格に據らしむることは出來ぬ。其地を買取つて自作農たらんとする者は、其地を買取り後日價格の騰貴を見て之を轉賣せんとする種類の人々では勿論なく、又自作農制定の主旨も、其の土地を自ら耕作利用せしめ、其の收益に依て代價を償却せしめ、彼等を自作農たらしめて土地の眞實にして十分なる利用を爲さしめんとするものなれば、其の賣渡價格はごうしても收益を基礎として採算せられたる所謂收益價格に準據するものでなくてはならぬ。

然し斯くの如くにして、公共機關は農地を買取る際には、之を市場價格に據て比較的高く買取

り、之を賣渡す際は收益價格に據て比較的安く賣渡すに於ては、其の差額を損失することゝならざるを得ない。けれども其の損失は洵に止むを得ざるもので、苟も此種の事業が一種の公共的な事業として行はる限り、斯かる損失は其の事業に伴ふ公共的な費用と見らるゝ外はなく、之を國庫が負擔するは、國家が其の公共最高團體としての任務を果す必要上、止むを得ざるものと謂はねばならぬ。工業や鑛業やの勞働保護の爲めに行はるゝ、保險其他の諸種の施設に於ても一國庫は常に少からざる負擔に任ずるを常とするのだから、今農民中の勞働者階級に屬する人々の爲めに自作農制定といふが如き社會的事業の行はれる際、同様に國庫が其の費用を負擔するは、決して不公平なことではない。そして勞働保險等に於て雇主も亦其の費用の一部分を負擔するが如く、自作農制定の事業に於ても、地主は、前述の通り其の買收さるゝ土地代價の平均市價に對して其の何掛かを買上代價として支拂はれるのみで、その幾割かを割引せらるゝは、やはり其の費用の一部分を負擔することになる次第で、社會政策上の見地より之を觀て固より當を得たる所である。

そして此の自作農制定に於ける農地の賣渡しは、長期なる年賦濟崩法を以て農民をして其の賣價の辨濟を爲さしむべきものたること、多言を疎たざる所で、三十年乃至六七十年位までの長期に涉るとも、決して不思議はない。其の期間が長いほど農民の負擔は軽く、よく社會政策的な趣旨に叶ひ得る。されば此の目的の爲めにも、特殊銀行をして金融方面の事務に當らしむるを便宜

とすることとなる。

次に翻つて農地國有制の方に就いて見るに、其がよく實行さるべきものとせば、其の實行上の問題として先づ考へられる所は、其の制度は一時に之を聲明して、一齊に全國内に涉つて之を實行するか、それとも漸を追ふて一部分々々づゝ之を行つて行くか之である。所が國內一齊に之を實行することは、平和な手段を以ても行ひ得べしと考へて考へられぬことはないが、さて實行策としては事實上頗る困難で、先づ不可能に近いと思はれる。従てそのよく一齊に實現せんことは革命による外なきこゝなり、それでは茲に吾々の論議する問題にはなり得ない。たとへ又革命が行はれても必ず其の狀態が實現すべしとは謂ひ得られない次第で、露國の實例は明瞭に之を示して居る。

されば茲に論議上の問題として成立ち得べき所のものは、必要に應じ部分々々より之を實行し、漸を追ふて廣きに及ぶといふ方策の外にあり得ない。即ち例へば現にバルカンの或國々で之を試みつゝあるやうに、地方々々時機に之を實行し、漸進的に國有制の實施を圖るもの之である。そして時機に部分々々之を行ふことにすれば、地主の持て餘したやうな、其儘に放任すれば荒蕪地に退化してしまふ外なきやうな農地から、段々に國家に買收して行くこととなるべきや、想像し易き所なりとする。そして又それは國民食糧問題の上から見ても、止むを得ざる方策たらざる

を得ないであらう。

所が茲に又農地國有制の行はるゝに際して問題となることは、地主に對する賠償を如何にするかといふことである。此の問題に對しては、ヘンリー、ジョージ及其の流を酌める所謂土地制度改良論者の間には、地主に對する賠償の理由なしとして、無償に之を取上ぐべき主張を爲す者も少くないが、革命ならばいざ知らず、政策上の實行策として其の到底實行され得べからざるは論なき所、又そは行はれて合理的なるを得ざる爲めに、政策としては自殺的結果に陥る外はない。

然らば其の賠償は如何にして行ひ其の買上價格は如何に之を定むべきかといふに、此點は前に述べた自作農地制定の場合に於けると大體に於て同一様にしてよいであらう。即ち買收價格は既往何年間かの平均賣買價格を見、其の何掛かを以てすることとし、買收委員會の働に依て之を審査算定するものとする。そして其の買收代價は長期公債を以し支拂ふこととする外はないであらう。

然るに茲に自作農地制定の場合と土地國有を行ふ場合とに共通に考へられることは、買收地の價格を算定する際、その算定は農地面積の大小廣狹に關係なく皆比例的に之を定むべきか、それとも或大さ(例へば二町歩)までの農地に對しては前掲平均價格の何掛(例へば八掛)とし其大さ以

上又大きまでのもの(例へば二町歩以上五町歩以下)は何掛(例へば七掛)といふ風に、農地の面積の大小なるに従つて、買收價格を歩合的に遞減する方法を採るべきかといふことである。之は實行上の問題としては色々の顧慮が行はねばならぬだらうけれども、理論の上からいへば、農地面積の増加に伴ひ評價を歩合的に遞減するを正當とするであらう。蓋し農地は一家の方で之を使用するには自ら限度があり、餘り大いなる農地を所有することも、實際有效に之を利用し得べきものにあらざるが故に、農地は、面積が一定程度以上に大となれば、其の價値は比較的に遞減するを以て理の當然と爲すと同時に、かゝる評價上の歩合の遞減を行ふことは、租税に故ける累進税と同じやうな社會政策上の考慮にも叶ふ所以と考へられるからである。

次に又共通なる問題は、代價として地主に支拂はるゝ公債の利子歩合は、普通の公債の利率よりもやゝ低く定むると同時に、其の利率は一定年數を経る毎に一定歩合づゝ遞減すべきやう定むるを以て理の當然とするといふことである。何となれば、農地は農業本來の性質上その價格に對する利廻の薄いものだから、其の代價たる公債の利率もやゝ之を低く定むるが當然であると同様に、利子歩合なるものは前にも之を明かにしたやうに經濟の進歩につれて低下するが當然であるから、長期の公債の利率は右の如く一定年數毎に遞下すべきものとなすを正當とし、尙又農地は元來その性質としてたゞ之を所有するといふだけで、之に改良を加へたり肥料を施したりせな

いで置けば、比較的早く生産力の枯渴を來たし收益の減少するものだから、其の代償たる公債も亦利子歩合の一定年數毎に低減するものと爲すが合理的ならざるを得ないからである。

然し此種の事柄は一々之を細論して行けば際限はないであらう。此位に止めて置く。

併し最後に一言述べなければならぬことは、國有農地をば農民に貸し與へる場合に之を如何にすべきかといふことである。之に就いても色々の工夫が成立ち得るだらうが、是非注意されなければならぬ點は、農地は自ら之を使用耕作する者に對してゞなければ之を貸與すべからざること、從て其の使用權は又貸や權利としての讓渡を許さざること、又其の借用面積は一家の自作し得る面積以上に出でざること等である。而して斯かる借地權は其地を自作する資本と勞力とが其の借地人の一家に備はつて居る限りは成るべく之を長期のものゝ爲し、場合によつては其の借地權の相續をも許して差支ない筈で、アーサー、ヤングが土地の所有は砂礫を化して黃化たらしめると謂つた意味は、此の場合にも大いに參酌されなければならぬ。土地を愛し培ふといふことは、農地に在つては段々其の生産力を増加せしむる所以である。國有地の借地人は、長く之を借用するを得ることによつて、其地を愛養する誘引を感じ、愛して之を培へば、因て生ずる利益は自家の收むる所となる保障を之に依て得ることゝなるに於て、よく段々に一家と社會との利得を増すべく努力することゝなる。借地農業より生ずる掠奪經營の危險は、右の如くなすに依て、

大抵は之を防止し得べき筈なりとする。

尙ほ國有地を國家が大規模に新式の方法で直管經營することも、技術と經濟との之を許す所に於ては大いに結構だが、我國の實狀に於ては、やはり國有農地の大部分は、之を私人に貸與して、自作的に經營せしむる外はないであらう。國家の直營地は技術と經營との模範農場としてより多くの意義を有ち得るであらう。

要するに總べて斯くの如きは小作問題根本解決策としての自作農制定と土地國有制との實行上の方策に關して考へられる主要なる諸點である。そして此の實行上に於ける工夫が十分有効に行はれて、此等の根本方策の實行を見るにも至ることあらば、我國現時の農業業務の内部に於ける最も重要にして困難なる問題は、甬めてよく解決され得べきものと考へられる。然し此は全く私一個の私議である。大方の参考の一端までに試みに掲げて置くに過ぎぬ。(續く)